

(11) 運用損益分を除いた単年度収支残

平成21年度の運用損益分を除いた単年度収支残は、厚生年金が4兆5,333億円のマイナス、国共済が3,300億円のマイナス、地共済が1兆36億円のマイナス、私学共済が103億円のマイナス、国民年金勘定が2,254億円のマイナス、基礎年金勘定が2,963億円のプラスとなっている（図表2-1-14）。基礎年金勘定を除くすべての制度でマイナスの状況であり、この分を積立金の活用などで賄っていることになる。

制度別に推移をみると、厚生年金では平成10年度以降、地共済と私学共済では12年度以降、国民年金勘定では13年度以降の年度でマイナスの状況が続いている。また、国共済では、平成12年度を除き平成7年度以降でマイナスの状況である。

なお、公的年金制度の財政運営は、運用収入分も見込んだ上で行われていることから、運用損益分を除いた単年度収支残のマイナスがそのまま財政状況の悪化を示すものではなく、財政再計算において見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。したがって、実績と財政再計算における将来見通しとの比較やその乖離分析を行うことが、財政状況を評価する上で重要である。

図表2-1-14 運用損益分を除いた単年度収支残

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金 制度全体
		旧三共済	旧農林年金				国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	17,492	150	△ 69	△ 363	5,239	390	3,606	285	26,730
8	10,320	170	△ 221	△ 416	5,906	357	6,148	△ 1,038	21,225
9	17,273		△ 274	△ 129	6,225	336	2,747	△ 1,559	24,850
10	△ 1,363		△ 491	△ 300	4,468	217	1,503	△ 1,354	2,678
11	△ 7,804		△ 559	△ 778	2,878	107	1,717	△ 1,181	△ 5,619
12	△ 22,288		△ 664	297	△ 168	△ 22	698	136	△ 22,010
13	△ 33,540		△ 874	△ 1,498	△ 112	△ 106	△ 1,079	1,191	△ 36,018
14	△ 28,064			△ 1,841	△ 1,478	△ 99	△ 2,382	2,036	△ 32,322
15	△ 26,264			△ 2,093	△ 3,111	△ 192	△ 2,023	1,535	△ 32,212
16	△ 13,766			△ 1,902	△ 5,141	△ 267	△ 2,750	121	△ 23,719
17	△ 71,123			△ 1,521	△ 6,082	△ 252	△ 6,967	△ 1,430	△ 87,375
18	△ 48,853			△ 2,031	△ 6,468	△ 228	△ 5,987	66	△ 63,500
19	△ 47,057			△ 2,726	△ 7,409	△ 11	△ 6,196	1,184	△ 62,215
20	△ 48,148			△ 3,457	△ 9,712	△ 232	△ 7,029	75	△ 68,504
21	△ 45,333			△ 3,300	△ 10,036	△ 103	△ 2,254	2,963	△ 58,063

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(12) 積立金

平成21年度末の積立金は、簿価ベースで、厚生年金119兆5,052億円、国共済8兆3,658億円、地共済38兆9,255億円、私学共済3兆4,073億円、国民年金勘定7兆4,822億円、基礎年金勘定7,246億円であり、総額で178兆4,106億円となっている（図表2-1-15）。なお、厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。また、基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであり、毎年度同額が計上されている。

積立金の推移を簿価ベースでみると、平成21年度は、厚生年金が3.6%減、国共済が2.4%減、地共済が1.5%減、私学共済が0.9%減、国民年金勘定が2.7%減となっており、すべての制度で減少した。

一方、時価ベースでみると、平成21年度末の積立金は、厚生年金120兆7,568億円、国共済8兆3,230億円、地共済37兆6,161億円、私学共済3兆3,963億円、国民年金勘定7兆5,079億円であり、総額で178兆3,247億円となっている。すべての制度で増加しており、厚生年金が3.5%増、国共済が1.3%増、地共済が3.9%増、私学共済が7.7%増、国民年金勘定が4.4%増となっている。

図表 2-1-15 積立金の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済		旧農林年金					国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9	1,257,560		19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10	1,308,446		19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11	1,347,988		20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13	1,373,934 [1,345,967]		19,746	86,500 [87,070]	369,267	30,800	1,880,246	99,490 [97,348]	7,246	1,986,982
14	1,377,023 [1,320,717]			86,747 [86,986]	374,658 [365,720]	31,368 [31,625]	1,869,796 [1,805,048]	99,108 [94,698]	7,246	1,976,150 [1,906,992]
15	1,374,110 [1,359,151]			86,938 [88,175]	378,297 [379,605]	31,802 [32,242]	1,871,147 [1,859,173]	98,612 [97,160]	7,246	1,977,004 [1,963,580]
16	1,376,619 [1,382,468]			87,034 [88,564]	380,619 [386,664]	32,102 [33,079]	1,876,374 [1,890,775]	96,991 [97,151]	7,246	1,980,611 [1,995,171]
17	1,324,020 [1,403,465]			87,580 [91,690]	388,082 [412,945]	33,180 [34,730]	1,832,862 [1,942,829]	91,514 [96,766]	7,246	1,931,622 [2,046,842]
18	1,300,980 [1,397,509]			88,137 [92,162]	397,071 [420,246]	33,834 [35,563]	1,820,022 [1,945,481]	87,660 [93,828]	7,246	1,914,928 [2,046,554]
19	1,270,568 [1,301,810]			88,142 [88,958]	401,527 [398,579]	34,677 [34,328]	1,794,914 [1,823,675]	82,692 [84,674]	7,246	1,884,852 [1,915,595]
20	1,240,188 [1,166,496]			85,711 [82,145]	395,200 [362,067]	34,366 [31,523]	1,755,465 [1,642,231]	76,920 [71,885]	7,246	1,839,631 [1,721,362]
21	1,195,052 [1,207,568]			83,658 [83,230]	389,255 [376,161]	34,073 [33,963]	1,702,038 [1,700,921]	74,822 [75,079]	7,246	1,784,106 [1,783,247]
対前年度増減率(%)										
8	5.9	6.5	3.0	4.2	5.8	5.5	5.8	12.9	0.0	6.1
9	6.2		2.6	4.2	5.6	5.2	4.3	7.9	0.0	4.4
10	4.0		1.1	3.0	4.6	4.5	4.1	5.8	0.0	4.1
11	3.0		0.6	2.3	4.4	4.0	3.2	5.6	0.0	3.3
12	1.5		0.2	3.3	2.6	2.9	1.8	3.8	0.0	1.9
13	0.4		△ 1.8	0.6	2.1	2.2	0.7	1.3	0.0	0.8
14	0.2 [△ 1.9]			0.3 [△ 0.1]	1.5	1.8	△ 0.6	△ 0.4 [△ 2.7]	0.0	△ 0.5
15	△ 0.2 [2.9]			0.2 [1.4]	1.0 [3.8]	1.4 [2.0]	0.1 [3.0]	△ 0.5 [2.6]	0.0	0.0 [3.0]
16	0.2 [1.7]			0.1 [0.4]	0.6 [1.9]	0.9 [2.6]	0.3 [1.7]	△ 1.6 [△ 0.0]	0.0	0.2 [1.6]
17	△ 3.8 [1.5]			0.6 [3.5]	2.0 [6.8]	3.4 [5.0]	△ 2.3 [2.8]	△ 5.6 [△ 0.4]	0.0	△ 2.5 [2.6]
18	△ 1.7 [△ 0.4]			0.6 [0.5]	2.3 [1.8]	2.0 [2.4]	△ 0.7 [0.1]	△ 4.2 [△ 3.0]	0.0	△ 0.9 [△ 0.0]
19	△ 2.3 [△ 6.8]			0.0 [△ 3.5]	1.1 [△ 5.2]	2.5 [△ 3.5]	△ 1.4 [△ 6.3]	△ 5.7 [△ 9.8]	0.0	△ 1.6 [△ 6.4]
20	△ 2.4 [△ 10.4]			△ 2.8 [△ 7.7]	△ 1.6 [△ 9.2]	△ 0.9 [△ 8.2]	△ 2.2 [△ 9.9]	△ 7.0 [△ 15.1]	0.0	△ 2.4 [△ 10.1]
21	△ 3.6 [3.5]			△ 2.4 [1.3]	△ 1.5 [3.9]	△ 0.9 [7.7]	△ 3.0 [3.6]	△ 2.7 [4.4]	0.0	△ 3.0 [3.6]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、厚生年金基金が代行している部分の積立金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済の時価ベースの積立金は、平成10年度末が82,883億円、平成11年度末が85,252億円、平成12年度末が87,227億円である。

注5 旧農林年金から厚生年金へ、平成14年度に1.58兆円、平成15年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15年度に3.50兆円、平成16年度に5.39兆円、平成17年度に3.46兆円、平成18年度に0.68兆円、平成19年度に0.56兆円、平成20年度に0.35兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。

第2章◆財政状況

平成21年度末の各制度の積立金の資産構成は、図表2-1-16に示したとおりとなっており、資産構成は制度により違いが見られる。

図表2-1-16 各制度の資産構成 —平成21年度末—

区 分		厚生年金	国民年金
		時価ベース	時価ベース
預託金		% 4.3	% 4.0
市場運用分		80.2	77.6
〈市場運用分計 ^{注2} 〉		〈100.00〉 (1,022,668)	
国内債券		〈61.01〉	
国内株式		〈14.42〉	
外国債券		〈9.92〉	
外国株式		〈12.96〉	
短期資産		〈1.69〉	
財投債		15.5	18.4
承継資産の累積利差損		— (△27,889)	— (△1,998)
年度末積立金	承継資産の損益 を含まない場合	100.0 (1,235,457)	100.0 (77,077)
	承継資産の損益 を含む場合	— (1,207,568)	— (75,079)

区 分		国共済	
		簿価ベース	時価ベース
流動資産		% 1.6	% 1.6
現金・預金		0.8	0.8
未収収益・未収金等		0.8	0.8
固定資産		98.7	98.7
預託金		52.1	52.4
有価証券等		40.3	40.0
包括信託		40.3	40.0
(委託運用)		17.0	15.6
国内債券		2.4	2.5
国内株式		8.6	7.4
外国債券		1.1	0.9
外国株式		4.9	4.8
(自家運用)		23.3	24.4
国内債券		23.3	24.4
不動産		2.2	2.2
貸付金		4.1	4.1
流動負債等		△0.3	△0.3
年度末積立金		100.0 (83,658)	100.0 (83,230)

区 分		地共済	
		簿価ベース	時価ベース
流動資産		% 4.9	% 5.1
現金・預金		3.8	4.0
未収収益・未収金等		1.1	1.2
固定資産		95.3	95.1
預託金		0.1	0.1
有価証券等		89.0	88.7
包括信託		78.0	76.8
有価証券		9.2	9.9
国内債券		6.0	6.6
国内株式		0.0	0.0
外国債券		1.0	0.9
外国株式		—	—
証券投資信託		0.1	0.1
有価証券信託		2.1	2.3
生命保険等		1.9	1.9
不動産		0.4	0.4
貸付金		5.8	6.0
流動負債等		0.2	0.2
年度末積立金		100.0 (389,255)	100.0 (376,161)

区 分		私学共済	
		簿価ベース	時価ベース
流動資産		% 5.9	% 5.9
現金・預金		4.9	5.0
未収収益・未収金等		1.0	1.0
固定資産		95.4	95.4
預託金		—	—
有価証券等		81.3	81.3
包括信託		33.4	31.6
有価証券		48.0	49.7
国内債券		31.7	32.6
国内株式		—	—
外国債券		—	—
外国株式		—	—
証券投資信託		0.0	0.0
有価証券信託		16.2	17.1
生命保険等		—	—
不動産		1.6	1.6
貸付金		12.5	12.5
流動負債等		△1.4	△1.4
年度末積立金		100.0 (34,073)	100.0 (33,963)

注1 厚生年金、国民年金の「預託金」「市場運用分」「財投債」の構成割合は、承継資産の損益を含まない場合の年度末積立金を100%としている。

注2 厚生年金、国民年金の市場運用は、年金積立金管理運用独立行政法人において厚生年金分、国民年金分、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

注3 ()内は実額(単位:億円)である。

《参考》「時価ベース」について

年金数理部会では、平成14年度財政状況報告より、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値（「時価ベース」）の報告を受けている。

平成14年度末以降の積立金については、すべての制度で時価ベースの値が算出されているが、各制度の時価評価の方法は図表2-1-17に示したとおりである。制度によって、細かな点で若干の違いはみられるものの、評価方法は概ねそろっているものと考えてよい。

なお、厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものであり、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている^注。

注 厚生年金と国民年金の積立金は、平成13年度から、厚生労働大臣が旧年金資金運用基金（平成18年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人）に寄託し、同基金により市場運用されることとなった（寄託金の使途には、市場運用のほか、財投債の引受けもある。）。同基金は、旧年金福祉事業団が旧資金運用部から資金を借り入れて行っていた資金運用事業に係る資産も継承しており、寄託された積立金の市場運用部分と合同して、同様の方法で市場運用している。承継資産は年金積立金そのものではないが、この承継資産の運用実績をも広く積立金の運用実績と捉えた。寄託された資金と承継資産は時価評価される。なお、12年度までは、積立金は全額が旧大蔵省資金運用部（現財務省財政融資資金）に預託され（預託期間は原則7年）、運用収入は全額が預託金利子収入であった。13年度以降は、既に旧資金運用部に預託されていた分は預託の満期償還が完了するまでの間（平成20年度まで）、預託が経過的に継続されることになっている。

図表2-1-17 時価評価の方法（平成21年度末における評価方法）

厚生年金・国民年金	○ 市場運用分の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については年度末の市場価格（運用手数料控除後）、財投債については簿価（償却原価法）
国共済	○ 包括信託については年度末の市場価格、それ以外については簿価
地共済	○ 原則として、包括信託、国内債券、外国債券、国内株式、証券投資信託、有価証券信託、生命保険等については、年度末の市場価格 不動産、貸付金については、簿価
私学共済	○ 包括信託、国内債券、有価証券信託については年度末の実勢価格、証券投資信託、不動産、貸付金については簿価

(13) 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

基礎年金制度では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの（以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）を、各制度が人数割りで分担する仕組みとなっており、各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金勘定からは各制度へ基礎年金交付金が交付されている。

基礎年金交付金と基礎年金拠出金の動向を確定値ベース^注で見たものが、図表2-1-18及び図表2-1-19である。

注 基礎年金拠出金、基礎年金交付金の確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額のことである。基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっており、決算ベースの額は、この概算額と精算額の合計になっている。

図表2-1-18 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14	22,638			1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15	21,428			1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16	20,145			1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160

対前年度増減率(%)									
8	△ 2.3	3.0	△ 1.7	0.9	△ 0.9	△ 3.4	△ 1.6	△ 3.8	△ 2.6
9	4.2 《△ 4.9》		△ 3.0	△ 0.1	△ 1.5	△ 3.9	△ 3.0	△ 4.3	△ 3.6
10	△ 2.4		△ 1.6	△ 0.3	△ 0.9	△ 3.8	△ 3.2	△ 3.1	△ 3.1
11	△ 4.1		△ 2.5	△ 2.3	△ 2.3	△ 4.6	△ 3.7	△ 4.2	△ 3.9
12	△ 2.1		△ 2.7	△ 2.4	△ 3.9	△ 5.5	△ 2.4	△ 5.0	△ 3.6
13	△ 4.8		△ 3.7	△ 3.5	△ 4.6	△ 5.0	△ 4.7	△ 5.2	△ 4.9
14	△ 1.8	《△ 4.0》		△ 3.9	△ 4.1	△ 4.2	△ 3.7	△ 5.5	△ 4.5
15	△ 5.3			△ 5.2	△ 6.9	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.7	△ 6.2
16	△ 6.0			△ 5.2	△ 6.4	△ 6.1	△ 6.0	△ 6.6	△ 6.3
17	△ 6.1			△ 5.3	△ 5.5	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.9	△ 6.3
18	△ 8.1			△ 5.8	△ 6.0	△ 6.7	△ 7.6	△ 7.5	△ 7.5
19	△ 6.6			△ 6.8	△ 5.0	△ 12.1	△ 6.4	△ 7.6	△ 6.9
20	△ 6.5			△ 6.6	△ 6.8	△ 8.1	△ 6.6	△ 7.1	△ 6.8
21	0.4			△ 7.2	△ 6.1	△ 9.1	△ 1.1	△ 6.8	△ 3.6

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、14年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

基礎年金交付金（確定値ベース）の推移をみると、基礎年金交付金が旧法年金に係る基礎年金相当給付費（みなし基礎年金給付費）に充てられるものであることから、各制度ともほぼコンスタントに減少を続けてきたが、平成21年度には厚生年金で0.4%増加している。

一方、基礎年金拠出金（確定値ベース）については、各制度とも増加を続けている。この増加傾向は、基礎年金給付費が大幅な増加を続け、保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映したものである。

図表 2-1-19 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
対前年度増減率(%)									
8	5.8	4.3	4.3	5.0	5.1	5.7	5.7	5.9	5.7
9	7.8	《5.9》	2.9	5.5	5.3	5.9	6.1	2.4	5.3
10	6.7		5.2	6.7	6.9	7.8	6.4	5.8	6.3
11	4.7		4.6	5.9	5.6	6.4	4.9	7.4	5.4
12	5.2		4.5	7.2	4.6	6.5	5.2	4.1	5.0
13	4.2		3.1	4.2	3.9	5.3	4.2	4.9	4.3
14	5.3	《3.8》		5.3	5.4	7.1	4.3	5.3	4.5
15	4.0			2.4	2.5	4.8	3.6	2.4	3.4
16	3.2			2.0	1.6	4.3	3.1	1.8	2.8
17	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
18	4.2			2.6	2.4	5.6	4.0	0.6	3.3
19	5.7			3.0	2.4	5.2	5.3	△ 0.9	4.1
20	4.9			4.2	2.8	5.7	4.8	1.0	4.1
21	5.9			7.3	5.8	8.3	6.0	2.8	5.4

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

図表 2-1-20 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額	特別国庫 負担額	保険料・拠 出金算定対 象額	基礎年金 拠出金 単価	合計	基礎年金拠出金算定対象者数						
						厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金
							旧三共済	旧農林年金				
	①	②	①－②	(①－②)／③／12	③							
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006	(565)		1,521	4,132	489	11,994
15	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845
16	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990
19	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419
20	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005
21	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528

対前年度増減率(%)

8	5.5	△ 0.1	5.7	6.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.2
9	5.1	△ 0.4	5.3	5.3	0.0	2.6	《0.9》	△ 2.3	0.2	0.0	0.5	△ 2.7
10	6.1	1.1	6.3	7.8	△ 1.3	△ 1.3		△ 2.4	△ 0.9	△ 0.8	0.1	△ 1.8
11	5.1	△ 1.5	5.4	6.1	△ 0.7	△ 1.3		△ 1.4	△ 0.2	△ 0.4	0.3	1.2
12	4.8	△ 0.7	5.0	6.2	△ 1.2	△ 1.0		△ 1.7	0.9	△ 1.6	0.3	△ 2.0
13	4.2	1.8	4.3	5.2	△ 0.8	△ 1.0		△ 2.0	△ 1.0	△ 1.2	0.1	△ 0.3
14	4.3	△ 0.2	4.5	6.5	△ 1.9	△ 0.9	《△ 2.3》		△ 1.1	△ 1.0	0.6	△ 1.1
15	3.2	△ 0.9	3.4	3.7	△ 0.3	0.1			△ 1.2	△ 1.1	1.1	△ 1.2
16	2.7	△ 0.5	2.8	3.1	△ 0.3	0.2			△ 1.1	△ 1.5	1.2	△ 1.2
17	3.3	△ 0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△ 0.0
18	3.1	△ 3.2	3.3	7.1	△ 3.6	△ 2.8			△ 4.2	△ 4.4	△ 1.4	△ 6.1
19	4.0	△ 1.0	4.1	4.5	△ 0.3	1.2			△ 1.4	△ 2.0	0.6	△ 5.2
20	4.0	2.8	4.1	5.2	△ 1.0	△ 0.2			△ 0.9	△ 2.3	0.5	△ 4.0
21	4.5	△ 28.5	5.4	8.0	△ 2.4	△ 1.9			△ 0.6	△ 2.0	0.3	△ 4.8

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 ()内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。

注4 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

図表 2-1-20 は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の推移を確定値ベースでみたものである。これによると、保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加しており、平成 21 年度は対前年度 5.4%増であった。

保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分（＝当該制度の基礎年金拠出金）は、基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額である。基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と第 3 号被保険者の人数の合計、国民年金の場合は第 1 号被保険者数（任意加入を含む。保険料納付者に限る。）^注 のことである。基礎年金拠出金算定対象者数は、平成 17 年度の第 3 号被保険者の特例届出の措置の影響等で増減したほかは、総じて減少傾向にあり、平成 21 年度は対前年度 2.4%減であった。

注 国民年金に係る基礎年金拠出金算定対象者数は、保険料納付済月数を 12 で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は 1/2 月、平成 18 年 7 月に導入された多段階免除制度における 4 分の 1 免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ 3/4 月、1/4 月として計上される。例えば、半額免除の者が 1 年間保険料を納付した場合には 1/2 人とカウントされる。

2 被保険者の現状及び推移

(1) 被保険者数 ―私学共済で増加、他制度は減少―

平成21年度末の被保険者数は、公的年金制度全体で6,874万人であり、うち、被用者年金制度の被保険者が3,868万人、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,985万人、国民年金第3号被保険者が1,021万人であった（図表2-2-1）。

被用者年金では、厚生年金が3,425万人、国共済104万人、地共済291万人、私学共済48万人となっており、厚生年金が被用者年金全体の89%を占める。

平成21年度は、私学共済で1.3%の増加となっているが、その他のすべての制度で減少しており、公的年金制度全体で0.9%減少した。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
		旧三共済	旧農林年金						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436
21	34,248			1,044	2,908	478	38,677	68,738	19,851	10,209

対前年度増減率(%)										
8	0.6	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△ 1.5
9	1.4	《0.0》	△ 2.3	△ 0.2	△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.2	1.2	△ 0.6
10	△ 1.5		△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	0.4	△ 1.4	0.2	4.3	△ 1.1
11	△ 1.4		△ 1.5	△ 0.4	△ 0.5	0.2	△ 1.3	0.2	3.7	△ 1.1
12	△ 0.9		△ 1.6	1.2	△ 1.5	0.5	△ 0.9	△ 0.2	1.7	△ 1.3
13	△ 1.9		△ 1.8	△ 0.8	△ 1.0	0.6	△ 1.8	△ 0.5	2.5	△ 1.7
14	1.8	《0.3》		△ 0.7	△ 0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△ 0.9
15	△ 0.1			△ 1.0	△ 0.9	1.3	△ 0.2	△ 0.2	0.1	△ 1.3
16	1.2			△ 0.5	△ 1.3	1.6	0.9	0.0	△ 1.0	△ 0.9
17	1.6			△ 0.4	△ 1.3	1.5	1.3	0.2	△ 1.2	△ 0.6
18	2.3			△ 0.5	△ 1.1	2.1	2.0	△ 0.1	△ 3.1	△ 1.2
19	2.3			△ 1.7	△ 1.4	1.4	1.9	△ 0.5	△ 4.1	△ 1.5
20	△ 0.4			△ 0.4	△ 1.6	1.7	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.7	△ 1.8
21	△ 0.6			△ 0.9	△ 1.3	1.3	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.8	△ 2.2

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

被保険者数の推移をみると（図表 2-2-1）、厚生年金は、平成 16 年度以降の増加傾向が 20 年度に減少に転じており、21 年度では 0.6%の減少となった。

国共済は、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い、平成 12 年度に一時的に増加しているが、それ以外では減少傾向が続いている。また、地共済の被保険者数も一貫して減少しており、平成 21 年度で 1.3%の減少であった。一方、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成 14 年度の伸びが大きい。

国民年金では、第 1 号被保険者は平成 16 年度以降減少傾向にあり、第 3 号被保険者は一貫して減少している。

(2) 年齢－被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い－

平成 21 年度末の被保険者の平均年齢は、被用者年金では、地共済が最も高く 44.0 歳、次いで厚生年金 42.1 歳、私学共済 41.7 歳、国共済 40.7 歳の順となっている。

また、国民年金の第 1 号被保険者の平均年齢は 39.6 歳、第 3 号被保険者は 43.1 歳である。（図表 2-2-2）

図表 2-2-2 被保険者の年齢 ー平成 21 年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第 1 号	第 3 号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	42.1	40.7	44.0	41.7	39.6	43.1
男性	42.9	41.7	44.9	47.1	38.8	47.3
女性	40.6	36.9	42.6	37.0	40.4	43.0
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.6	0.8	0.1	0.0	-	-
20～24歳	6.8	7.3	3.3	9.9	19.7	1.4
25～29歳	12.3	11.0	8.7	15.6	10.7	6.5
30～34歳	13.3	13.0	11.3	12.3	10.2	13.7
35～39歳	14.3	16.9	13.9	11.6	11.5	19.1
40～44歳	12.3	14.4	13.1	10.0	10.3	17.1
45～49歳	11.0	13.8	14.7	10.3	9.2	15.1
50～54歳	9.9	11.8	16.2	9.6	10.4	13.7
55～59歳	10.0	8.2	15.4	9.0	16.4	13.4
60～64歳	7.2	2.7	3.2	8.1	1.4	-
65歳以上	2.2	0.1	0.1	3.6	0.1	-

注 1 国民年金の第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注 2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注 3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加算したベースの数値である。

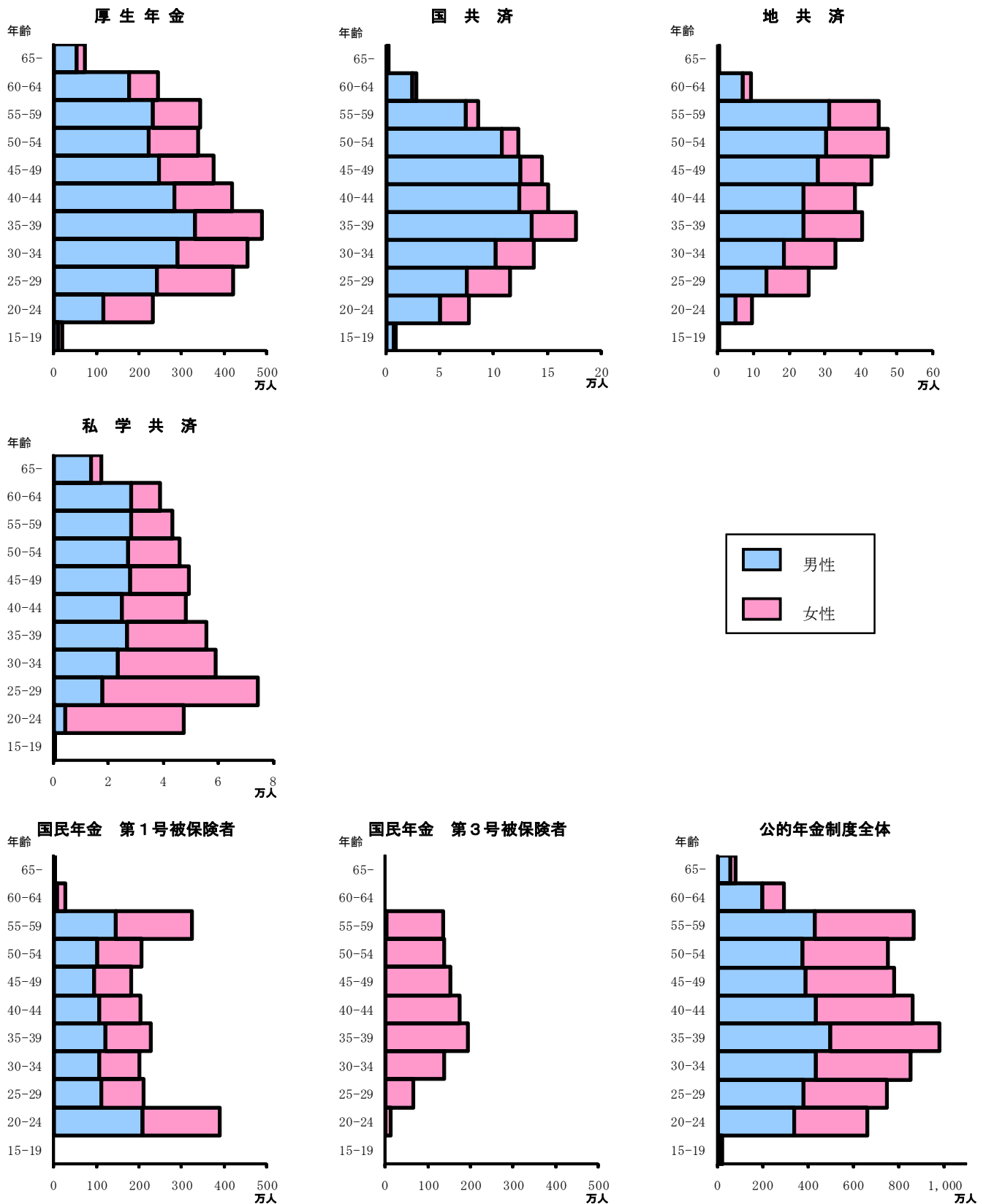
平成21年度末における各制度の被保険者の年齢分布をみると(図表2-2-2、2-2-3)、厚生年金と国共済では、ともに35～39歳の割合(厚生年金14.3%、国共済16.9%)が最も大きくなっている。

地共済は、45～59歳の年齢層の割合が他制度と比べて大きい一方、若い年齢層の割合が小さく、54歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる「逆ピラミッド型」の分布となっている。

私学共済は、25～29歳の割合が15.6%と前後の年齢層に比べ突出しているほか、65歳以上が3.6%と他制度に比べて大きくなっている。特に女性の被保険者は若い年齢層に集中しており、35歳未満の人数が全体の5割を超えている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く19.7%、次いで55～59歳の16.4%となっている。

図表 2-2-3 被保険者の年齢分布 —平成 21 年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(3) 男女構成 ー女性割合の多い私学共済、少ない国共済ー

被保険者に占める女性の割合を平成 21 年度末でみると(図表 2-2-4)、被用者年金では私学共済が 53.5%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ 37.5%、35.2%で4割弱、国共済は最も低く 21.1%である。

また、国民年金第 1 号被保険者の女性割合は 48.9%である。

図表 2-2-4 男女別被保険者数 ー平成 21 年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第 1 号	第 3 号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,248	1,044	2,908	478	68,738	19,851	10,209
男性	22,193	823	1,817	222	35,301	10,135	110
女性	12,055	220	1,091	256	33,437	9,716	10,099
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	35.2	21.1	37.5	53.5	48.6	48.9	98.9

注 国民年金の第 1 号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額(月額) ー男女間の差が小さい国共済と地共済ー

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成 21 年度末でみると(図表 2-2-5)、最も高いのは地共済で 43.6 万円、次いで国共済 41.0 万円、私学共済 36.8 万円、厚生年金 30.4 万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために 1.25 倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている)。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を 100 とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の 2 制度がそれぞれ 81.2、94.0 であり、厚生年金の 66.3、私学共済の 67.2 に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-5 1人当たり標準報酬月額 ―平成21年度末―

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<304,173>	<410,279>	<435,521>	<368,098>
男性	<345,077>	<427,198>	<445,528>	<446,299>
女性	<228,710>	<347,020>	<418,863>	<300,131>
男性を100 とした女性 の水準	<66.3>	<81.2>	<94.0>	<67.2>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。
- 注3 地共済の平均給料月額は男女計348,417、男性356,422円、女性335,090円である。
- 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表 2-2-6）、平成21年度では、地共済 56.8 万円、国共済 53.9 万円、私学共済 47.9 万円、厚生年金 35.9 万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-6 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額） ―平成21年度―

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	359,146	539,116	568,361	479,000
男性	411,231	563,606	585,952	586,505
女性	263,461	447,913	539,076	385,537
男性を100 とした女性 の水準	64.1	79.5	92.0	65.7

- 注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。
- 注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	370,810		548,284	587,220	482,658
	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
21	359,146		539,116	568,361	479,000
	<304,173>		<410,279>	<435,521>	<368,098>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15	...		...	...	...
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	△ 0.2		0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>		<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>
18	△ 0.1		△ 0.0	△ 0.5	△ 0.7
	<△ 0.2>		<0.2>	<△ 0.8>	<△ 0.3>
19	△ 0.4		0.1	△ 0.8	△ 0.5
	<△ 0.1>		<0.9>	<△ 0.8>	<0.0>
20	△ 0.4		0.4	△ 1.3	△ 0.4
	<0.2>		<0.5>	<△ 1.4>	<0.1>
21	△ 3.1		△ 1.7	△ 3.2	△ 0.8
	<△ 2.8>		<△ 1.2>	<△ 1.2>	<△ 0.2>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-7）、平成21年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で3.1%減、国共済で1.7%減、地共済で3.2%減、私学共済で0.8%減となっており、すべての制度で例年に比べ大きく減少している。

(5) 標準報酬総額　－厚生年金・私学共済で増加－

被用者年金の平成21年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金149兆2,011億円、国共済6兆8,463億円、地共済19兆8,596億円、私学共済2兆7,600億円であった（図表2-2-8）。

標準報酬総額の推移をみると、平成21年度には、平成16年度以降増加していた厚生年金が減少に転じ、総報酬ベースで4.4%の減となったほか、近年減少傾向にある国共済、地共済もそれぞれ1.9%減、4.5%減となり、いずれも減少幅が大きかった。これは、各制度とも被保険者数が減少していることに加え、21年度には1人当たり標準報酬額が例年に比べ大きく減少したことに起因している。

一方、私学共済は一貫して増加傾向が続き、平成21年度に総報酬ベースで0.5%増となっているが、被保険者数の増加が1人当たり標準報酬額の減少を上回っているためである。

図表 2-2-8 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		旧三共済	旧農林年金				
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	1,560,260			69,815	207,916	27,462	1,865,454
	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
21	1,492,011			68,463	198,596	27,600	1,786,670
	<1,271,939>			<51,945>	<151,471>	<21,094>	<1,496,450>

対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15	...			...	...	...	...
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△ 0.7	△ 2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△ 0.7>	<△ 2.4>	<1.5>	<1.7>
20	0.8			△ 0.0	△ 2.8	1.3	0.3
	<1.2>			<0.2>	<△ 2.9>	<1.8>	<0.8>
21	△ 4.4			△ 1.9	△ 4.5	0.5	△ 4.2
	<△ 3.0>			<△ 0.8>	<△ 2.6>	<1.2>	<△ 2.8>

注 1 年度間累計の額である。

注 2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注 3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注 4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注 5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 ―各制度とも増加が続く―

平成 21 年度末の受給権者数は、厚生年金 3,058 万人、国共済 114 万人、地共済 265 万人、私学共済 35 万人、国民年金 2,829 万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表 2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど 1 人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が 2 人いた場合、1 人分の遺族年金に対し受給権者数は 3 人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると 3,703 万人である。

図表 2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
21	30,581			1,139	2,645	347.8	28,286
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△ 0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0
21	5.2			4.1	4.0	5.8	3.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表 2-3-1）、各制度とも増加を続けている。平成 8 年度以降でみると、受給権者数の対前年度増加率は、厚生年金、私学共済及び国民年金に比べ、国共済と地共済の増加率がやや低い傾向がみられる。

平成 21 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が 5.8%増、厚生年金が 5.2%増、国共済が 4.1%増、地共済が 4.0%増となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 3.1%増となっている。

（受給者数）

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-2 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
21	28,141			1,105	2,520	322.9	27,787

対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9
21	5.5			4.3	3.9	5.8	3.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

受給権者を年金種別、すなわち

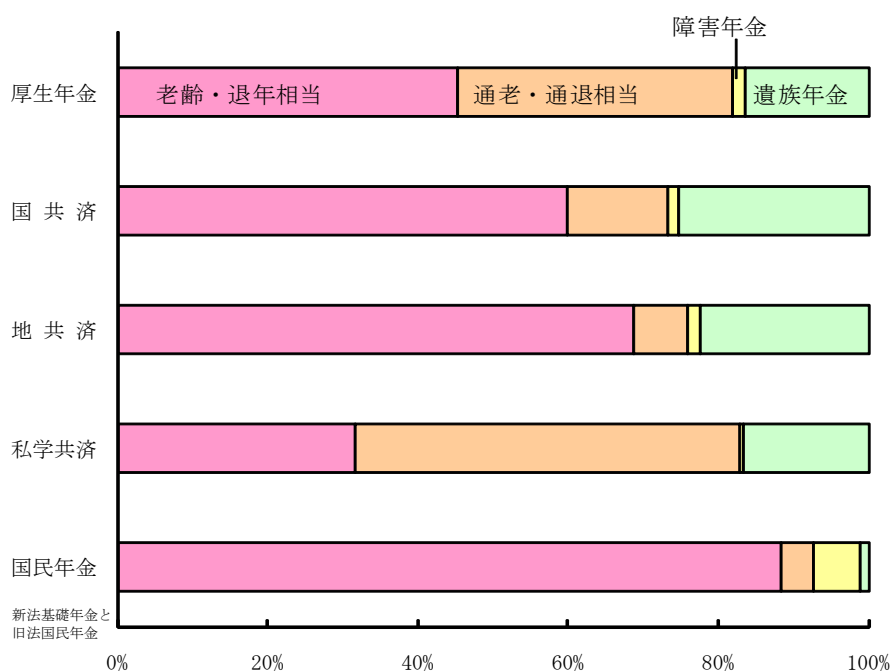
- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-3、図表 2-3-4）、ほとんどの制度では老齢・退年相当の割合が最も多くなっているが、私学共済では通老・通退相当の割合が最も多いなど、制度によって特徴が見られる。

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 —平成 21 年度末—



図表 2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 ー平成 21 年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	30,581	1,139	2,645	347.8	28,286
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	13,854	682	1,818	110.6	25,015
通老・通退相当	11,180	154	190	177.3	1,178
障害年金	524	16	44	2.4	1,799
遺族年金	5,022	287	593	57.5	295
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	45.3	59.9	68.7	31.8	88.4
通老・通退相当	36.6	13.5	7.2	51.0	4.2
障害年金	1.7	1.4	1.7	0.7	6.4
遺族年金	16.4	25.2	22.4	16.5	1.0
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	28,141	1,105	2,520	322.9	27,787
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	12,893	664	1,748	95.4	24,812
通老・通退相当	10,219	151	183	168.0	1,174
障害年金	366	10	24	2.1	1,680
遺族年金	4,664	280	565	57.4	120
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	45.8	60.1	69.4	29.5	89.3
通老・通退相当	36.3	13.6	7.3	52.0	4.2
障害年金	1.3	0.9	1.0	0.7	6.0
遺族年金	16.6	25.3	22.4	17.8	0.4

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

（厚生年金　－老齢・退年相当が5割弱、通老・通退相当が4割弱－）

受給権者数の年金種別別構成は、厚生年金では、老齢・退年相当が45.3%と最も多く、次いで通老・通退相当が36.6%となっている。遺族年金は16.4%で、私学共済と同程度の割合である。また、障害年金の割合は1.7%で、きわめて少ない。

（国共済と地共済　－老齢・退年相当が6～7割、通老・通退相当が少ない－）

国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ59.9%、68.7%となっており、他制度に比べて多い。また、通老・通退相当の占める割合は、それぞれ13.5%、7.2%でしかなく、厚生年金（36.6%）、私学共済（51.0%）に比べて小さい。

国共済と地共済は、加入期間の長い者の割合が他の被用者年金に比べて高く、例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、厚生年金391ヶ月、私学共済385ヶ月に対して、国共済424ヶ月、地共済420ヶ月と長くなっている。

（私学共済　－通老・通退相当が5割を占める、老齢・退年相当は3割－）

私学共済は、老齢・退年相当が31.8%であるのに対し、通老・通退相当が51.0%となっている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である。

（国民年金　－老齢・退年相当が9割弱、遺族年金が少ない－）

国民年金では、老齢・退年相当が88.4%で、全体の9割弱を占めている。

また、遺族年金が1.0%と被用者年金に比べて少なく、障害年金（6.4%）よりも少ない水準である。国民年金の遺族基礎年金^注が基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じているものと考えられる。

注　国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(3) 年金総額

平成21年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金27兆481億円、国共済1兆7,919億円、地共済4兆8,274億円、私学共済3,142億円、国民年金18兆3,568億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-5）。国民年金の18兆3,568億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で52兆3,385億円である。

図表2-3-5 年金種別別にみた年金総額 —平成21年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
老齢・退職年金	191,674	13,285	37,845	2,082	244,886	162,870	407,757
老齢・退年相当	191,674	13,285	37,845	2,082	244,886	162,870	407,757
通老・通退相当	24,571	346	752	605	26,275	2,589	28,864
障害年金	4,384	193	610	26	5,213	15,922	21,136
遺族年金	49,851	4,089	9,068	428	63,437	2,186	65,623
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	70.9	74.1	78.4	66.3	72.1	88.7	77.9
老齢・退年相当	70.9	74.1	78.4	66.3	72.1	88.7	77.9
通老・通退相当	9.1	1.9	1.6	19.3	7.7	1.4	5.5
障害年金	1.6	1.1	1.3	0.8	1.5	8.7	4.0
遺族年金	18.4	22.8	18.8	13.6	18.7	1.2	12.5
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	255,333	17,445	46,489	2,834	322,101	180,421	502,522
老齢・退職年金	181,215	12,971	36,675	1,816	232,677	161,731	394,408
老齢・退年相当	181,215	12,971	36,675	1,816	232,677	161,731	394,408
通老・通退相当	22,833	333	721	567	24,453	2,582	27,035
障害年金	2,946	123	349	23	3,441	14,933	18,374
遺族年金	48,340	4,013	8,744	428	61,525	1,174	62,699
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	71.0	74.4	78.9	64.1	72.2	89.6	78.5
老齢・退年相当	71.0	74.4	78.9	64.1	72.2	89.6	78.5
通老・通退相当	8.9	1.9	1.6	20.0	7.6	1.4	5.4
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.3	3.7
遺族年金	18.9	23.0	18.8	15.1	19.1	0.7	12.5

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると、公的年金制度全体の年金総額は50兆2,522億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給され

ている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。

年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が最も多くなっている。老齢・退年相当の割合は、厚生年金、国共済、地共済が70%台であるのに対し、国民年金が9割弱と多い。一方、私学共済は66.3%と他制度に比べて少なくなっており、代わりに通老・通退相当が19.3%で、他制度に比べ多くなっている。また、被用者年金では遺族年金が14～23%に対し障害年金が2%未満という状況であるが、国民年金では遺族年金が1.2%と小さく、障害年金が8.7%となっている。

なお、受給権者の年金総額の推移は、図表2-3-6に示すとおりである。

図表 2-3-6 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	16,845	40,053	1,922	79,731
8	189,722	16,935	40,437	2,043	86,324
9	197,655	17,013	41,059	2,117	93,767
10	207,943	17,290	42,287	2,232	102,532
11	216,023	17,331	42,901	2,327	110,700
12	223,292	17,557	43,257	2,432	118,360
13	228,204	17,534	43,789	2,497	125,830
14	239,806	17,656	44,435	2,587	133,598
15	246,729	17,690	44,892	2,675	139,433
16	249,103	17,588	45,006	2,729	145,923
17	253,435	17,621	45,471	2,803	153,501
18	256,032	17,634	45,785	2,888	161,000
19	258,382	17,588	46,177	2,946	168,545
20	264,550	17,725	47,179	3,035	176,689
21	270,481	17,919	48,274	3,142	183,568
対前年度増減率(%)					
8	3.4	0.5	1.0	6.3	8.3
9	4.2	0.5	1.5	3.6	8.6
10	5.2	1.6	3.0	5.4	9.3
11	3.9	0.2	1.5	4.3	8.0
12	3.4	1.3	0.8	4.5	6.9
13	2.2	△ 0.1	1.2	2.7	6.3
14	5.1	0.7	1.5	3.6	6.2
15	2.9	0.2	1.0	3.4	4.4
16	1.0	△ 0.6	0.3	2.0	4.7
17	1.7	0.2	1.0	2.7	5.2
18	1.0	0.1	0.7	3.0	4.9
19	0.9	△ 0.3	0.9	2.0	4.7
20	2.4	0.8	2.2	3.0	4.8
21	2.2	1.1	2.3	3.5	3.9

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成21年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,385万人、国共済68万人、地共済182万人、私学共済11万人、国民年金2,501万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）であった（図表2-3-7）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済33.1%、厚生年金31.4%、国共済16.4%の順となっている。国民年金は56.7%である。

平均年齢は、各制度とも71～74歳程度である。私学共済が71.1歳で最も低く、国民年金が74.2歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数27,654千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-7 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成21年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 13,854	千人 682	千人 1,818	千人 110.6	千人 25,015	千人 27,654
男性	9,501	570	1,216	67.3	10,838	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	4,353	112	602	43.3	14,177	
女性割合(%)	31.4	16.4	33.1	39.2	56.7	
平均年齢 計	歳 71.3	歳 73.5	歳 72.6	歳 71.1	歳 74.2	
男性	70.9	73.3	72.4	70.6	73.3	
女性	72.3	74.8	72.9	72.1	75.0	

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

(平均年金月額)

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-8）、地共済が最も高く 21.0 万円、次いで国共済 19.9 万円、私学共済 19.6 万円、厚生年金 15.4 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
- ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
- ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いいため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること

等に留意する必要がある。

図表 2-3-8 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 21 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 （老齢基礎年金分を含む）	円	円	円	円	円
計	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
男性	176,675	204,298	220,882	215,905	59,166
女性	103,896	174,292	187,263	164,033	50,506
女（男＝100）	58.8	85.3	84.8	76.0	85.4
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	391	424	420	385	348
男性	431	428	435	397	388
女性	304	405	391	367	317
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} （老齢基礎年金分を含む）	円	円	円	円	円
計	164,624	217,142	225,299	211,870	58,059
					5.8万円

注 1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注 2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 22.5 万円、国共済 21.7 万円、私学共済 21.2 万円、厚生年金 16.5 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.4 万円（表中「54,258 円」）である。

（女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-8）、厚生年金は 10.4 万円であり男性（17.7 万円）の 58.8% とほぼ 6 割弱の水準であるのに対し、国共済は 17.4 万円であり男性（20.4 万円）の 85.3% の水準、地共済は 18.7 万円であり男性（22.1 万円）の 84.8% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額の男女間の差が小さいためと考えられる。

(1人当たり保険料と平均年金月額)

被用者年金において、被保険者の1人当たり保険料（総報酬ベース・月額）と老齢・退年相当の受給権者の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）を比較したものが図表2-3-9である。

ここでは、被保険者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）に、保険料率（平成21年9月）を乗じて得た額を、1人当たり保険料としている。

平成21年度でみると、厚生年金では、被保険者が1人当たり5.6万円の保険料を拠出している（事業主負担分含む）のに対し、受給権者が平均で15.4万円の年金を受け取っている状況である。国共済、地共済は、それぞれ、被保険者1人当たり8.2万円、8.6万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者が平均で19.9万円、21.0万円の年金を受け取っており、厚生年金に比べ、保険料、年金額ともに多くなっている。また、私学共済は、被保険者1人当たり5.9万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者の平均年金月額は19.6万円となっている。

図表2-3-9 1人当たり保険料と平均年金月額（老齢・退年相当）

－平成21年度、平成21年度末－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
○被保険者				
1人当たり標準報酬額 （総報酬ベース・月額） ①	359,146 円	539,116 円	568,361 円	479,000 円
保険料率 （平成21年9月） ②	15.704 %	15.154 %	15.154 %	12.230 %
1人当たり保険料 （総報酬ベース・月額） ①×②	56,400 円	81,698 円	86,129 円	58,582 円
○老齢・退年相当の受給権者				
平均年金月額 （老齢基礎年金分を含む）	153,809 円	199,392 円	209,745 円	195,534 円
平均加入期間	391 月	424 月	420 月	385 月

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-10である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成21年度末で厚生年金16.8万円、国共済21.6万円、地共済22.3万円、私学共済22.1万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、63～64歳では、厚生年金が15.2～15.7万円、国共済が19.6～20.7万円、地共済が20.4～21.3万円、私学共済が17.3～18.9万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～62歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられていることによるものであり、平成21年度中に60～62歳に到達する者（厚生年金の女性は60～61歳）、すなわち21年度末に60歳～62歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映している。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

男女合計			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金額 〔基礎年金分を含む〕			115,293 〔153,809〕	162,325 〔199,392〕	173,490 〔209,745〕	156,894 〔195,534〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	169,246	92,275	128,765	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	83,583 〔…〕	120,422 〔121,118〕	131,968 〔131,992〕	116,124 〔116,124〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	86,122 〔…〕	123,748 〔124,528〕	144,795 〔146,311〕	117,700 〔117,879〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	101,815 〔…〕	124,358 〔125,049〕	146,142 〔147,670〕	118,159 〔118,354〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	152,205 〔…〕	196,333 〔196,769〕	203,509 〔204,311〕	172,583 〔172,719〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	157,399 〔…〕	206,439 〔206,929〕	212,146 〔212,875〕	188,553 〔188,670〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	108,934 〔168,215〕	151,959 〔215,863〕	159,786 〔223,498〕	163,046 〔221,462〕
		旧法部分	161,495	199,277 164,275	229,092 152,391	174,770 139,233

男性			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金額 〔基礎年金分を含む〕			135,952 〔176,675〕	166,415 〔204,298〕	181,797 〔220,882〕	175,278 〔215,905〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	179,507	97,356	150,783	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	98,468 〔…〕	123,140 〔123,900〕	136,503 〔136,539〕	128,455 〔128,455〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	101,647 〔…〕	126,545 〔127,370〕	153,893 〔155,545〕	129,283 〔129,415〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	103,508 〔…〕	127,185 〔127,924〕	155,830 〔157,501〕	129,858 〔130,054〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	174,599 〔…〕	202,051 〔202,509〕	216,611 〔217,481〕	189,884 〔189,999〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	181,453 〔…〕	213,942 〔214,466〕	226,664 〔227,474〕	207,656 〔207,786〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	130,832 〔192,336〕	156,303 〔220,533〕	169,756 〔234,492〕	183,749 〔243,629〕
		旧法部分	207,284	207,064 166,529	246,150 180,002	207,810 149,476

女性			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金額 〔基礎年金分を含む〕			70,198 〔103,896〕	141,399 〔174,292〕	156,721 〔187,263〕	128,374 〔164,033〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	64,712	77,139	105,866	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	45,998 〔…〕	102,175 〔102,436〕	122,741 〔122,741〕	95,202 〔95,202〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	46,359 〔…〕	105,087 〔105,570〕	125,407 〔126,634〕	96,317 〔96,579〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	97,478 〔…〕	105,437 〔105,809〕	125,420 〔126,643〕	96,513 〔96,701〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	93,692 〔…〕	159,189 〔159,480〕	176,655 〔177,315〕	140,633 〔140,811〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	93,304	166,587 〔166,893〕	183,966 〔184,536〕	153,603 〔153,692〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	58,479 〔112,636〕	128,374 〔190,423〕	135,258 〔196,470〕	128,724 〔184,876〕
		旧法部分		109,818	172,936 94,051	209,675 119,902

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者
下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及び53未満の従前額保障を適用される者
についての数値である。

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表 2-3-11）、被用者年金では、平成 21 年度の対前年度増減率が、厚生年金 1.3%減、国共済 0.7%減、地共済 1.2%減、私学共済 1.0%減となり、引き続き各制度で減少した。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 21 年度は対前年度 0.6%の増加で、54,258 円となった。

また、老齢基礎年金分を含まない平均年金月額をみると、被用者年金では減少傾向が続いている。

図表 2-3-11 平均年金月額の推移 ー老齢・退年相当ー

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5
19	△ 2.9	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.7	0.7
20	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.7	0.7
21	△ 1.3	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.0	0.6

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894

対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5
19	△ 4.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8
20	△ 2.8	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.5
21	△ 2.2	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.5

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 一各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸びー)

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる（図表2-3-12）。

平成21年度末の老齢・退年相当の平均加入期間は、厚生年金391ヶ月、国共済424ヶ月、地共済420ヶ月、私学共済385ヶ月、国民年金348ヶ月となっており、国共済と地共済で長くなっている。

平均加入期間の推移をみると、各制度とも、年々長くなってきている。特に国民年金は、年6～10ヶ月の増加となっており、平成21年度は348ヶ月と、平成7年度の241ヶ月に比べて14年間で107ヶ月も伸びている。一方、被用者年金では、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも年2～4ヶ月程度の伸びである。また、国共済と地共済の伸びは、厚生年金などに比べて小さくなっている。

図表 2-3-12 平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
16	377	419	414	376	314
17	380	420	415	378	322
18	382	421	416	381	329
19	385	422	418	382	336
20	388	423	419	384	342
21	391	424	420	385	348
対前年度増減差					
8	3	0	0	2	10
9	4	1	2	2	9
10	3	1	1	3	8
11	3	2	0	2	8
12	4	△1	2	4	8
13	3	3	0	2	8
14	4	1	1	3	8
15	3	1	2	3	7
16	3	1	1	2	7
17	3	1	1	2	8
18	2	1	1	3	7
19	3	1	1	1	7
20	3	1	1	2	6
21	3	1	1	1	6

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること。

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

②物価スライド

- ・ 平成15、16、18年度については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと。

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- 平成13年度については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること。

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- 同様に、平成16年度については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられ、新たに61歳の男性（共済年金の女性含む）も報酬比例のみの年金になったこと。また、平成19年度については、19年度中に62歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が63歳に引き上げられたこと。
- 厚生年金の平成18年度については、18年度中に60歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられたこと。同様に、厚生年金の平成21年度については、21年度中に61歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられたこと。

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、「総合費用率」、「独自給付費用率」、収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標を作成してきた。

また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として「年金種別費用率」を、平成20年度から、収支比率に替わる新たな指標として「保険料比率」を作成し、分析を行っている。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まってくる）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^注。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄えていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\text{独自給付に関する支出} = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \\ - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○保険料比率

保険料比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分のどの程度を保険料収入だけで賄えるかを示した指標であり、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する百分比である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が 100%以上なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入で賄わなければならない状況にある。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が 100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{(\text{積立比率の分子})}{(\text{積立比率の分母}) + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他（拠出金）の費用率

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成 21 年度末の年金扶養比率は、私学共済が 4.32 で最も高く、次いで厚生年金 2.47、地共済 1.60、国共済 1.53 の順となっている。また、国民年金については、分子に第 1～3 号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると 2.45 である（図表 2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表 2-4-1 年金扶養比率 ー平成 21 年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,248	1,044	2,908	478	67,857
老齢・退年相当	13,854	682	1,818	111	27,654
年金扶養比率	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45

注 1 国民年金については、分子を第 1～3 号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注 2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が 1.83、地共済が 1.94 である。
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると（図表 2-4-2）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、毎年度 0.2 ポイント以上低下する状況であった。平成 17、18 年度は低下幅が小さかったが、19～21 年度は 0.2 ポイント前後低下している。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね 0.2 ポイント前後低下している状況であった。平成 16 年度以降は被保険者数が増加した影響で 0.1 ポイント以下の低下に留まっていたものの、20、21 年度は被保険者数の減少を反映して、それぞれ 0.14、0.13 ポイントの低下であった。一方、国共済や地共済では、毎年度 0.1 ポイント以下の低下となっており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
21	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45
対前年度増減差					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.67	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.13
11	△ 0.23	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.21	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.09	△ 0.33	△ 0.13
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.07	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.16	△ 0.05	△ 0.08	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.10	△ 0.03	△ 0.08	△ 0.21	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10
20	△ 0.14	△ 0.04	△ 0.10	△ 0.18	△ 0.12
21	△ 0.13	△ 0.05	△ 0.09	△ 0.17	△ 0.09

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

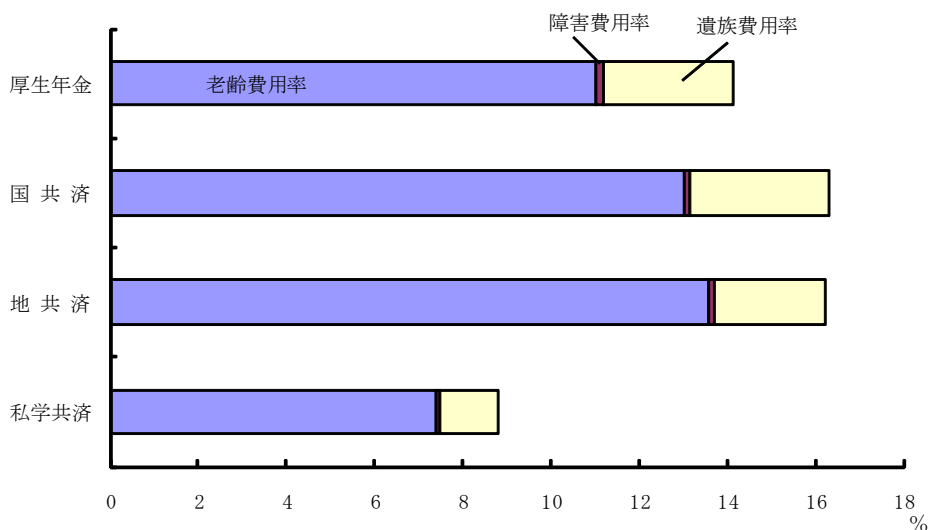
平成21年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-3、2-4-4）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ11.0%、0.2%、3.0%、国共済は13.0%、0.1%、3.2%、地共済は13.6%、0.1%、2.5%、私学共済は7.4%、0.1%、1.3%となっている。

図表2-4-3 年金種別費用率 —平成21年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	11.0	13.0	13.6	7.4
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	3.0	3.2	2.5	1.3
（参考：総合費用率）	19.2	19.9	19.9	12.6

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成21年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-5のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-6である。総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

老齢費用率の構成割合をみると、厚生年金では近年減少傾向がみられたが、平成21年度には増加した。これは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げで、その他の費用率が小さくなったことが影響している。

図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	10.3	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
(参考) 標準報酬月額ベース						
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	<12.3>	<0.2>	<3.0>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	<12.1>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
19	<11.9>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
20	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>
21	<12.9>	<0.2>	<3.5>	<17.2>	<0.2>	<4.2>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
(参考) 標準報酬月額ベース						
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
16	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
17	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
19	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>
20	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>
21	<17.8>	<0.2>	<3.3>	<9.7>	<0.1>	<1.8>

注1 「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-6 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.7	0.9	14.0	63.1	0.6	13.0
17	57.3	0.9	14.2	62.6	0.6	13.4
18	56.5	0.8	14.4	63.3	0.6	14.0
19	55.5	0.8	14.6	63.6	0.6	14.1
20	54.9	0.8	14.6	63.5	0.6	15.2
21	57.4	0.8	15.4	65.4	0.6	15.9
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1
19	65.5	0.7	11.9	57.0	0.6	10.0
20	65.4	0.7	12.4	56.2	0.6	10.2
21	68.3	0.7	12.5	58.8	0.6	10.7

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(3) 総合費用率

平成 21 年度の総合費用率は、国共済、地共済がともに 19.9%で最も高く、次いで厚生年金 19.2%、私学共済 12.6%の順となっている（図表 2-4-7）。

なお、平成 15 年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成 15 年度前と以後とは接続しない。本稿では、過去との比較のため、参考として標準報酬月額ベースでの率も掲載している。

図表 2-4-7 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
平成 15	17.3	17.4	14.4	11.3
16	17.8	17.1	15.4	11.5
17	17.8	16.7	16.2	11.8
18	17.9	17.6	16.8	12.0
19	17.9	18.7	17.6	12.4
20	18.2	19.9	19.2	12.7
21	19.2	19.9	19.9	12.6
対前年度増減差				
16	0.5	△ 0.2	1.1	0.3
17	0.0	△ 0.4	0.8	0.2
18	0.0	0.9	0.6	0.2
19	△ 0.0	1.2	0.8	0.4
20	0.3	1.2	1.5	0.4
21	1.0	0.0	0.7	△ 0.1
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>
16	<21.3>	<23.0>	<20.6>	<15.5>
17	<21.4>	<22.4>	<21.6>	<15.7>
18	<21.4>	<23.5>	<22.4>	<16.0>
19	<21.4>	<25.1>	<23.5>	<16.4>
20	<21.7>	<26.6>	<25.6>	<16.8>
21	<22.5>	<26.3>	<26.1>	<16.5>

注 1 < >は標準報酬月額ベースである。

注 2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表2-4-9参照。

総合費用率の推移をみると、厚生年金では、標準報酬月額ベースで平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した後、横ばいの状況が続いていたが、20年度以降は上昇している。平成21年度には、総報酬ベースで1.0ポイントの上昇であった。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあったが、16、17年度と2年連続で低下し、その後再び上昇している。この一時的な低下の要因は、国共済と地共済の財政単位の一元化により、平成16年度以降、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総合費用率が低く抑えられている。一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっているほか、ここ数年標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。国共済、地共済の近年の状況をみると、平成20年度は追加費用の減少の影響で総合費用率が大きく上昇したが、21年度には、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げの影響で、上昇傾向が抑制されている。

私学共済の総合費用率は、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き上昇傾向が続いていたが、21年度は0.1ポイント低下した。基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げの影響で総合費用率の分子である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が減少したことに加え、分母である標準報酬総額が増加したことが反映されている。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表2-4-8）、平成21年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-8 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

(厚生年金相当部分に係る総合費用率)

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。また、厚生年金についても、決算ベースでは厚生年金基金による代行部分を含んでいないため、比較する際には厚生年金基金代行部分を含める必要がある。このため、各共済の職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率と、厚生年金の実績推計ベースの総合費用率を比べると（図表 2-4-9）、平成 21 年度では、厚生年金（実績推計）の 20.2%に比べ、国共済は 2.1 ポイント、地共済は 2.3 ポイント、私学共済は 8.7 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-9 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
18	16.5	15.3	11.2	17.9	18.6
19	17.5	16.0	11.5	17.9	18.6
20	18.1	17.5	11.8	18.2	19.0
21	18.1	17.9	11.4	19.2	20.2

(参考) 標準報酬月額ベース					
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.4>	<22.4>
18	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.4>	<22.3>
19	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.4>	<22.2>
20	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<21.7>	<22.7>
21	<23.9>	<23.4>	<15.0>	<22.5>	<23.7>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成21年度の独自給付費用率は、厚生年金が14.1%、国共済が16.4%、地共済が16.7%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は9.2%と低くなっている(図表2-4-10)。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、国共済が財政調整拠出金の影響を除くと概ね上昇傾向、地共済、私学共済が上昇傾向という状況であるが、平成21年度には、前年度に比べ、厚生年金が1.3ポイント、国共済が0.5ポイント、地共済が1.2ポイント、私学共済が0.4ポイントの上昇となっている。

特に厚生年金、地共済の上昇幅が大きい、平成21年度には標準報酬総額がそれぞれ4.4%減、4.5%減となっていることに加え、給付費が増加していることが影響している。

図表 2-4-10 独自給付費率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
15	12.6	13.7	11.3	8.0
16	12.9	13.2	12.1	8.0
17	12.9	12.9	13.0	8.2
18	12.8	13.7	13.5	8.5
19	12.7	14.7	14.2	8.6
20	12.8	15.8	15.5	8.8
21	14.1	16.4	16.7	9.2
対前年度増減差				
16	0.4	△ 0.5	0.8	△ 0.0
17	△ 0.0	△ 0.3	0.9	0.2
18	△ 0.1	0.9	0.6	0.2
19	△ 0.1	1.0	0.6	0.2
20	0.1	1.1	1.4	0.2
21	1.3	0.5	1.2	0.4
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	<15.5>	<17.7>	<16.2>	<10.7>
17	<15.5>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
18	<15.4>	<18.4>	<18.0>	<11.3>
19	<15.2>	<19.7>	<18.9>	<11.4>
20	<15.2>	<21.1>	<20.7>	<11.6>
21	<16.6>	<21.6>	<21.9>	<12.0>

注1 く>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.1%、次いで国共済 3.6%、私学共済 3.4%、地共済 3.2%の順となっている（図表 2-4-11）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。平成21年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げの影響で、各制度とも0.4～0.5ポイント程度低下した。

図表 2-4-11 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
15	4.7	3.7	3.1	3.2
16	4.9	3.9	3.3	3.5
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
対前年度増減差				
16	0.2	0.3	0.2	0.3
17	0.0	△ 0.1	△ 0.0	0.0
18	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0
19	0.1	0.2	0.2	0.2
20	0.2	0.1	0.2	0.2
21	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
21	<5.9>	<4.7>	<4.1>	<4.5>

注 < >は標準報酬月額ベースである。

(5) 保険料比率及び収支比率

平成 21 年度の保険料比率は、私学共済が最も高く 96.9%、次いで国民年金（国民年金勘定）93.8%、厚生年金 77.6%、国共済 75.7%、地共済 74.7%の順である（図表 2-4-12）。すべての制度で、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を賄っている状況である。

保険料比率の推移をみると、近年では、厚生年金と私学共済が上昇傾向、その他の制度で低下傾向にあったが、平成 21 年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合が 2 分の 1 に引き上げられた影響が大きかった国民年金で大幅に上昇した一方、給付費の増加や保険料収入の減少等で厚生年金が低下している。

また、収支比率の推移は、図表 2-4-13 のとおりである。

図表 2-4-12 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
8	107.1	96.0	126.3	118.4	144.5
9	106.8	98.9	126.5	115.6	118.8
10	99.1	97.0	117.1	109.5	113.0
11	95.5	92.7	110.7	104.5	114.3
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
13	86.2	87.2	101.3	95.8	100.4
14	82.8	84.7	96.4	95.8	94.0
15	76.2	82.9	90.6	93.2	95.0
16	74.3	84.3	85.3	90.9	92.0
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	75.7	74.7	96.9	93.8
対前年度増減差					
8	△ 4.8	△ 0.3	2.7	△ 2.9	△ 13.4
9	△ 0.3	2.9	0.3	△ 2.8	12.6
10	△ 7.8	△ 1.9	△ 9.4	△ 6.1	3.9
11	△ 3.6	△ 4.3	△ 6.4	△ 5.0	△ 0.3
12	△ 5.0	△ 2.8	△ 5.8	△ 5.5	4.9
13	△ 4.3	△ 2.7	△ 3.7	△ 3.2	9.0
14	△ 3.5	△ 2.5	△ 4.9	0.0	7.5
15	△ 6.5	△ 1.8	△ 5.8	△ 2.6	0.9
16	△ 1.9	1.4	△ 5.2	△ 2.3	△ 3.0
17	1.3	2.7	△ 2.1	0.8	△ 6.3
18	1.8	△ 3.6	△ 0.8	1.0	△ 6.7
19	2.0	△ 4.4	△ 2.0	0.3	△ 1.0
20	0.5	△ 4.0	△ 4.7	0.1	△ 4.0
21	△ 2.1	0.6	△ 1.1	3.8	19.7

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-13 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	90.5	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	124.3	98.3	93.5	86.8	103.1
	[113.1]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	121.3	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.7]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	115.2	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.4]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
19	117.2	99.6	89.1	84.0	120.9
	[161.9]	[132.6]	[234.3]	[178.1]	[153.5]
20	116.3	114.5	112.5	92.8	127.0
	[203.6]	[196.5]	[1,176.2]	[511.4]	[204.2]
21	128.8	115.3	114.5	91.3	106.6
	[92.8]	[92.8]	[73.7]	[58.8]	[81.3]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△ 13.4
9	1.3	△ 0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△ 0.3
12	5.6	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.7	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	7.1	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.8]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.4]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△ 6.1	2.7	△ 2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]
19	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
	[54.5]	[36.2]	[150.9]	[104.9]	[43.7]
20	△ 0.9	14.9	23.4	8.8	6.1
	[41.7]	[63.9]	[941.9]	[333.3]	[50.7]
21	12.5	0.8	2.0	△ 1.5	△ 20.4
	[△110.8]	[△103.8]	[△1,102.5]	[△452.6]	[△123.0]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

(6) 積立比率

平成 21 年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く 10.0、次いで私学共済 9.9、国共済 6.3、厚生年金 4.3、国民年金（国民年金勘定）4.3 の順となっている（図表 2-4-14）。平成 21 年度は、20 年度に比べ、被用者年金では若干の低下又は横ばいであったが、国民年金では上昇している。これは、国民年金では、基礎年金の国庫・公経済負担割合が 2 分の 1 に引き上げられた影響を大きく受け、積立比率の分母である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が小さくなったためである。

また、時価ベースの積立比率は、厚生年金 4.1、国共済 6.0、地共済 9.2、私学共済 9.1、国民年金 4.0 となっている。平成 20 年度に比べ、簿価ベースと同様に国民年金で上昇しているが、被用者年金では 0.4～0.8 ポイント程度の低下となった。積立比率は、前年度末積立金を用いて評価している指標であるため、平成 20 年度における運用環境を反映した時価ベースの 20 年度末積立金の水準が低かったことが影響している。

図表 2-4-14 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	年	年	年	年	年
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.2	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
19	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
	[5.0]	[7.0]	[11.1]	[10.6]	[3.9]
20	4.5	6.3	10.1	9.9	3.5
	[4.6]	[6.4]	[10.0]	[9.8]	[3.6]
21	4.3	6.3	10.0	9.9	4.3
	[4.1]	[6.0]	[9.2]	[9.1]	[4.0]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△ 0.3]	[△ 0.2]			[△ 0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△ 0.0]	[0.2]	[△ 0.3]	[△ 0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△ 0.2]	[△ 0.0]	[△ 0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△ 0.0]	[△ 0.1]	[0.5]	[0.2]	[△ 0.3]
19	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
	[△ 0.1]	[△ 0.4]	[△ 0.1]	[△ 0.2]	[△ 0.1]
20	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.2
	[△ 0.5]	[△ 0.6]	[△ 1.1]	[△ 0.8]	[△ 0.4]
21	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.7
	[△ 0.5]	[△ 0.4]	[△ 0.8]	[△ 0.7]	[0.4]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。